

政令第二百六十六号

海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、海上交通安全法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十二号）の施行に伴い、並びに海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二条第四項及び港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第三条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（海上交通安全法施行令の一部改正）

第一条 海上交通安全法施行令（昭和四十八年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第三十条第一項第一号」を「第三十六条第一項第一号」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（指定海域）

第四条 法第二条第四項の政令で定める海域は、東京湾に所在する法適用海域とする。

別表第三中「第七条関係」を「第八条関係」に改める。

（港則法施行令の一部改正）

第二条 港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（指定港）

第三条 法第三条第三項に規定する指定港は、別表第三のとおりとする。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第三条関係）

都 道 府 県	指 定 港
千 葉 県	館山、木更津、千葉
東 京 都	京浜
神 奈 川 県	
神 奈 川 県	
神 奈 川 県	横須賀

（地方道路公社法施行令及び広域臨海環境整備センター法施行令の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「第三十条第七項並びに第三十一条第四項」を「第三十六条第七項並びに

第三十七条第四項」に改める。

一 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）第十条第一項第十号

二 広域臨海環境整備センター法施行令（昭和五十六年政令第三百三十号）第九条第一項第二号

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第四条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第六項第六号中「第三十六条の三第二項」を「第三十八条第二項」に、「第三十七条の五」を「第四十三条」に改める。

#### 附 則

この政令は、海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年一月三十一日）から施行する。